平成２３年（フ）第１９１１号
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンションⅡ403号
債務者　臼井　麻実
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６２号
愛知県尾張旭市東大道町原田2672番地４　平池レジデンス203号
債務者　鮫嶋　芳子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７０号
神戸市灘区原田通３丁目６番10号
債務者　木脇　利行
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９４号
神戸市須磨区東落合３丁目６番20号
債務者　松本　恵理
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８２号
神戸市北区花山東町２番16―301号
債務者　竹山　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目６番15号
債務者　今泉　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１８９号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目６番15号
債務者　今泉留美子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市長井５丁目10番21号　フィールドハイツ101
債務者　小川　　満
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７３号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊24番地３
債務者　木浪　　渉
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
青森市大字新城字山田355番地２
債務者　有馬　正明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
山口県下松市楠木町１丁目２番32号
債務者　工藤ふみ江
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２０９２号
名古屋市北区平安２丁目23番37号　デァコート平安11号
債務者　三宅　好夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０９号
札幌市白石区北郷２条５丁目５番19号
債務者　山本奈穂美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３４号
北海道石狩市緑ケ原１丁目30番地
債務者　安達　　知
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５４号
北海道北広島市西の里南２丁目11番地４　西の里ツインハウスＡ
債務者　池田　光明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４２号
札幌市西区八軒10条東２丁目４番７号　聖和ハウス３階
債務者　藤田　由美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３９号
北海道江別市大麻園町23番地　公団10棟204号室
債務者　竹居田眞理子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部